

第1章 総則

第1節 計画の目的

この計画は、武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律（平成16年法律第112号。以下「国民保護法」という。）第36条第1項及び第182条第2項の規定に基づき、中日本高速道路株式会社（以下「会社」という。）が実施する道路の管理又は建設業務に関し、武力攻撃事態及び武力攻撃予測事態（以下「武力攻撃事態等」という。）における国民の保護のための措置（以下「国民保護措置」という。）及び緊急対処事態における国民の保護のための措置（以下「緊急対処保護措置」という。）の的確かつ迅速な実施に資することを目的とする。

第2節 基本方針

会社は、武力攻撃事態等及び緊急対処事態において、国民保護法その他の法令、国民の保護に関する基本指針（平成17年3月25日閣議決定）及びこの計画に基づき、国、独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構（以下「機構」という。）、関係道路会社、地方公共団体、子会社・関連会社（以下「グループ会社」という。）及び委託契約会社等関係機関（以下「関係機関」という。）と連携協力し、その所掌業務に関する国民保護措置及び緊急対処保護措置（以下「国民保護措置等」という。）の的確かつ迅速な実施に万全を期するものとする。

第1 事態の想定

1 武力攻撃事態

武力攻撃事態の類型として、①着上陸侵攻、②ゲリラや特殊部隊による攻撃、③弾道ミサイル攻撃、④航空攻撃の4つの類型を想定する。また、特殊な対応が必要となる核兵器等又は生物剤若しくは化学剤を用いた兵器による攻撃（以下「NBC攻撃」という。）についても考慮する。

2 緊急対処事態

緊急対処事態とは、武力攻撃に準ずるテロ等の事態をいい、①危険性を内在する物質を有する施設等に対する攻撃が行われる事態、②多数の人が集合する施設、大量輸送機関等に対する攻撃が行われる事態、③多数の人を殺傷する特性を有する物質等による攻撃が行われる事態、④破壊の手段として交通機関を用いた攻撃が行われる事態等が考えられる。

第2 基本的人権の尊重

会社は、国民保護措置等の実施にあたっては、基本的人権を尊重することとし、国民の自由と権利に制限を加える場合は、必要最小限のものとし、公正かつ適正な手続の下に行うものとする。

第3 お客様への情報提供

会社は武力攻撃事態等及び緊急対処事態において、国民保護措置等の実施状況、被災情報（武力攻撃災害及び緊急対処事態により生ずる災害（以下「武力攻撃災害等」という。）が発生した日時及び場所又は地域、発生した武力攻撃災害等の状況の概要、人的及び物的被害の状況等被害の状況に関する情報をいう。以下同じ。）その他の情報等について、関係機関と連携しつつ、お客様に対し正確な情報を適時かつ適切に提供するものとする。

第4 関係機関との連携の確保

会社は、国民保護措置等に関し、防災のための連携体制を踏まえ、平素から関係機関との連携体制の整備に努めるものとする。

第5 お客様の協力

会社は、国民保護措置等の重要性について広く啓発に努め、お客様の自発的な協力が得られるよう努めるものとする。

第6 高齢者、障害者等への配慮

会社は、国民保護措置等の実施にあたっては、高齢者、障害者等に対して配慮するものとする。

第7 安全の確保

会社は、国民保護措置等を実施するにあたっては、会社の役員及び社員（以下「社員等」という。）並びにグループ会社の社員等及び委託契約会社等の社員など、国民保護措置等を実施する者の安全の確保に十分配慮するものとする。

第8 自主的な判断

会社は、その業務について国民保護措置等を実施するにあたっては、国及び地方公共団体から提供される情報を踏まえ、武力攻撃事態等及び緊急対処事態の状況に則して、その実施方法等を自主的に判断するものとする。

第9 政府対策本部長の総合調整等

会社は、内閣に設置された武力攻撃事態等対策本部（以下「政府対策本部」という。）の長（以下「政府対策本部長」という。）による総合調整が行われた場合には、総合調整の結果に基づき、所要の措置を的確かつ迅速に実施するよう努めるものとする。